

令和7年度 「幼児教育・保育の無償化」利用案内

この利用案内では、幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用、保育の必要性の要件を満たした方が預かり保育や認可外保育施設等を利用した際に受けられる給付認定に関することについて記載しています。内容を確認していただき、必要な手続きを行ってください。

保育所・認定こども園(保育園部分)等の利用を希望する方は、『令和7年度(2025年度)保育所等入園のしおり』を確認してください。



逗子市 HP 無償化ページ



◎令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス	生 年 月 日
満3歳児	2022(令和4)年4月2日～2023(令和5)年4月1日 (ただし、3歳の誕生日の前日から)
3歳児(年少)	2021(令和3)年4月2日～2022(令和4)年4月1日
4歳児(年中)	2020(令和2)年4月2日～2021(令和3)年4月1日
5歳児(年長)	2019(平成31)年4月2日～2020(令和2)年4月1日

逗子市 教育部保育課

目次

1. 幼児教育・保育の無償化について	3
(1)概要	3
(2)無償化給付の認定区分について	3
2. 給付認定を受けるための利用手続きの流れ.....	4
利用の手続き 入園内定～認定まで	4
3. 認定申請について	5
(1)無償化給付を受けるために	5
(2)給付認定の申請に必要な書類	5
◎保育の必要性を証明する書類	5
◎新3号認定で最近逗子市に転入された方	6
(3)無償化給付の対象となる費用	6
4. 実費徴収に係る補足給付事業（副食費の補助）について	7
(1)対象者の該当要件	7
(2)申請方法	7
5. 逗子市に転入予定の方（現在市外にお住まいの方）の申込み	8
6. 逗子市内の無償化対象施設一覧.....	8
(1)幼稚園・認定こども園.....	8
(2)認可外保育施設	8
7. （参考）認定の種類と給付額等早見表.....	9
8. Q&A	10
内容についてのお問い合わせ先.....	12

1. 幼児教育・保育の無償化について

(1)概要

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や子育て世代の幼児教育の負担軽減を図る観点から、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料について実施いたします。併せて、市民税非課税世帯の0歳から2歳の子どもの利用料についても実施します。なお、認定区分によっては保育の必要性の要件があります。

無償化対象の利用料は、市から保護者へお支払いする場合と市から園へお支払いする場合があります。

(2)無償化給付の認定区分について

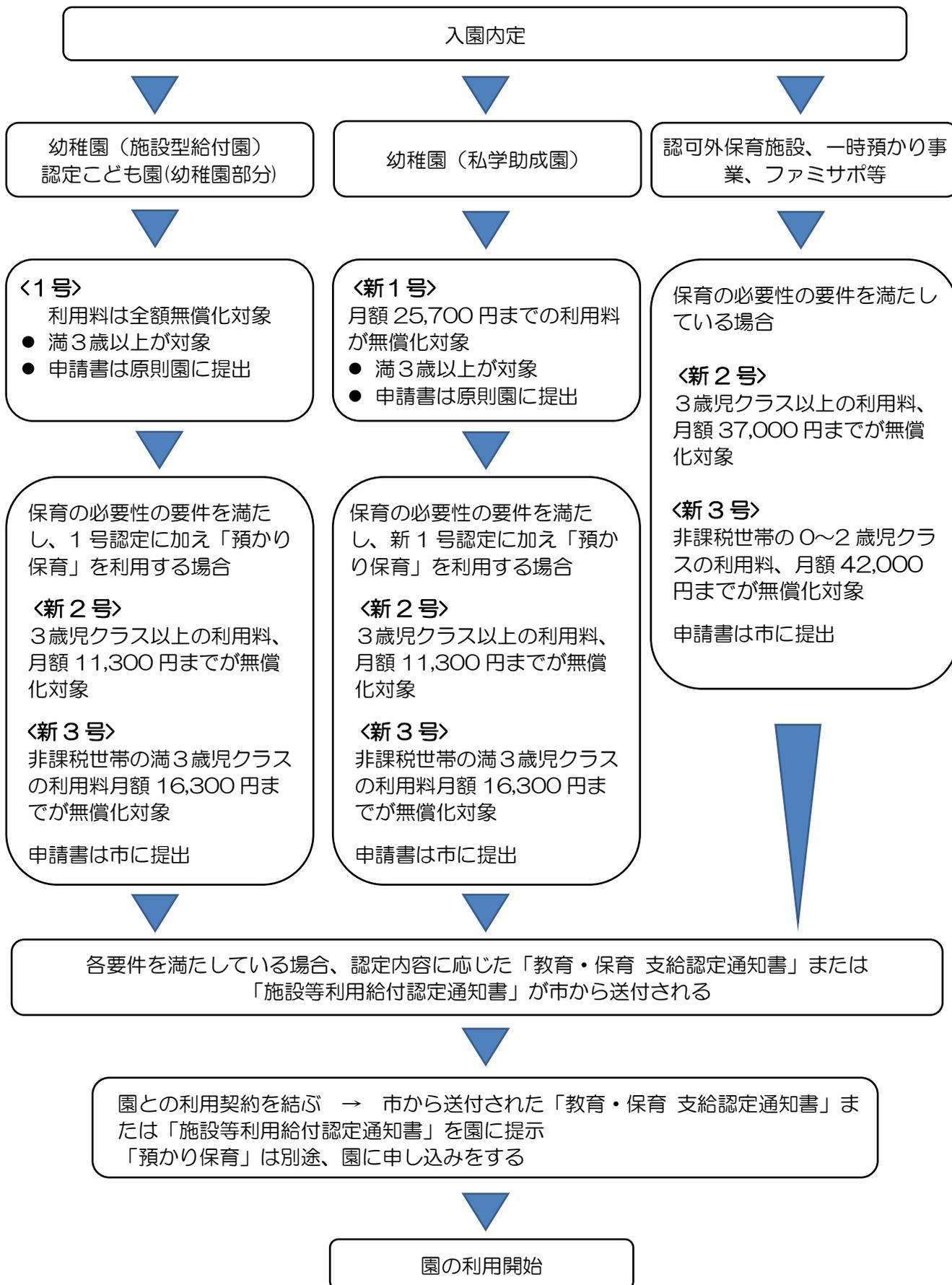
給付認定区分は、**1号認定**、**新1号認定**、**新2号認定**、**新3号認定**の4種類があります。利用している（利用を希望している）園や預かり保育の利用希望の有無、保護者の状況に応じて異なります。なお、新3号認定は対象となるお子さんの年齢（クラス年齢）が0～2歳の住民税非課税世帯のみが対象です。

利用している園 (利用を希望している園)	認定区分	保育の必要性	課税条件
幼稚園(施設型給付園) 認定こども園(幼稚園部分)			
教育時間(※)のみ 満3歳以上	1号		
教育時間+預かり保育 3歳児クラス～5歳児クラス	1号 + 新2号	あり	
教育時間+預かり保育 満3歳児クラス	1号 + 新3号	あり	非課税世帯
幼稚園(私学助成園)			
教育時間(※)のみ 満3歳以上	新1号		
教育時間+預かり保育 3歳児クラス～5歳児クラス	新1号 + 新2号	あり	
教育時間+預かり保育 満3歳児クラス	新1号 + 新3号	あり	非課税世帯
認可外保育施設、一時預かり事業、 ファミサポ等			
3歳児クラス～5歳児クラス	新2号	あり	
0歳児クラス～2歳児クラス	新3号	あり	非課税世帯

※教育時間とは、幼稚園教育要領に定められた教育を行う時間で、一般的な利用時間を指します

2. 給付認定を受けるための利用手続きの流れ

利用の手続き 入園内定～認定まで



3. 認定申請について

(1) 無償化給付を受けるために

幼稚園(施設型給付園)・認定こども園(幼稚園部分)を利用するためには、利用前に「教育・保育 支給認定」を取得する必要があります。また、幼稚園(私学助成園)・認可外保育施設を利用する方が無償化給付を受けるためには、お住まいの市区町村で「施設等利用給付認定」を取得する必要があります。

給付認定を受けていないお子さんは、無償化給付の対象となりません。必ず利用開始前に申請してください。新2号・新3号認定は、認定を希望する月の前月10日(10日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)までに申請することで、希望月から開始することができます。やむを得ず期限までに申請できない場合には、保育課にご連絡ください。なお、いかなる場合でも申請日より遡っての認定はできません。

(2) 給付認定の申請に必要な書類

保育の必要性の有無により、申請に必要な書類は異なります。利用している施設の種別や預かり保育の利用予定等をご家庭で判断した上で書類を提出してください。

給付認定申請書と保育の必要性に応じた書類(必要な方のみ)をご提出ください。

利用施設	申請書類
幼稚園(施設型給付園)・認定こども園(幼稚園部分)を利用する場合(1号認定)	● 教育・保育支給認定申請書
幼稚園(私学助成園)を利用する場合(新1号認定)	● 施設等利用給付(教育)認定申請書
幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用する場合(新2号・新3号認定)	● 施設等利用給付(保育)認定申請書 ● 保育の必要性を証明する書類
認可外保育施設(ベビーシッター)、一時預かり事業、ファミサポ等を利用する場合(新2号・新3号認定)	● 施設等利用給付(保育)認定申請書 ● 保育の必要性を証明する書類

◎保育の必要性を証明する書類

幼稚園・認定こども園の預かり保育や認可外保育施設を利用し、無償化給付を受けるためには、保護者のいずれもが次の基準を満たし、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

保育を必要とする要件	認定の基準 (条件に満たない場合、申請できません)	必要書類
就労	月 64 時間以上の就労（休憩時間を除いて、1 日 4 時間以上、週 3 日以上、週 16 時間以上）	● 就労証明書
就労（自営）		● 就労状況申告書 ● 就労状況申告書記載の添付書類
求職活動 (起業準備を含む)	月 64 時間以上の求職活動（原則、外出を伴い1日4時間以上、週3日以上、週16時間以上） 認定期間は、最長 3 か月	なし
出産	出産のため保育にあたれない場合 認定期間は、出産予定月と前後各 2 か月	母子健康手帳の表紙（保護者氏名の記載があるもの）及び分娩（出産）予定日の記載ページ（写し）
病気・障がい	入院・通院により保育ができない場合	● 事実申立書 ● 障害者手帳等（写し）または医師の診断書
介護・看護	同居の親族が介護・看護を必要とし、保育ができない場合 ※別居親族の介護・看護は認定要件とは認められません	● 事実申立書 ● タイムスケジュール表（ケアプラン・サービス等利用計画等）
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	● 事実申立書 ● り災証明書等
就学	就学に必要な技能習得のため、月 64 時間以上、学校等（職業訓練校、専門学校、大学）に通学している場合	● 在学証明書 ● 時間割、授業カリキュラム等（写し）
その他	上記に類する状態として市が認める場合	保育課までお問い合わせください

◎新3号認定で最近逗子市に転入された方

○令和7年4月～同年8月認定を希望し、令和6年1月1日現在、逗子市に住民登録がない方
令和6年度市区町村民税非課税証明書を提出してください。

○令和7年9月～令和8年3月認定を希望し、令和7年1月1日現在、逗子市に住民登録がない方
令和7年度市区町村民税非課税証明書を提出してください。

(3)無償化給付の対象となる費用

幼稚園・認定こども園を利用している児童の無償化給付の対象となる費用は、次のとおりです。

認定の種別		対象となる費用	対象とならない費用
1号 ・ 新1号	通常時間 (教育部分)	<u>幼稚園（施設型給付園）</u> <u>認定こども園（幼稚園部分）</u> ● 利用料 <u>幼稚園（私学助成園）</u> ● 利用料 ● 月額換算入園料（初年度のみ）	● 入園料（私学助成園を除く） ● 食材料費（※） ● 施設の管理費 ● 通園バスの利用料 ● その他実費で掛かる費用 等 (詳細は園に確認してください)
新2号 ・ 新3号	認可外保育施設 ／預かり保育等	● 利用料	● おやつ代 等

※一部、補助を受けられる場合があります。詳しくは、次の「4. 実費徴収に係る補足給付事業（副食費の補助）について」をご確認ください

4. 実費徴収に係る補足給付事業（副食費の補助）について

この事業は、私学助成園に通うお子さんの食事の提供にかかる費用のうち、主食を除いた副食費相当分（おかず・おやつ、牛乳、お茶等）を月額上限 4,800 円まで補助するものです。以下の対象者に該当する場合は、期日までに申請ください。

(1)対象者の該当要件

- 逗子市に居住し、私学助成園に在籍する3歳以上の園児で、次のいずれかに該当する者
- 市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯の園児
 - 同一世帯に小学3年生以下の兄・姉が2人以上いる園児
 - 市町村民税を課されない者に準ずる世帯の園児

(2)申請方法

副食費の補助を受けるためには申請が必要です。年2回の申請時期（9月、3月頃）になりましたらお通いの私学助成園経由で案内をお渡しします。要件に該当すると思われる世帯の保護者は、必要書類を用意し、保育課へご提出ください。

詳しくは以下のページをご確認ください

<https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kosodate/egao/1002588/1002676/1002678.html>

逗子市ホームページ ページ番号検索；1002678

5. 逗子市に転入予定の方（現在市外にお住まいの方）の申込み

- 転入の予定を証明する書類として、「賃貸借契約書」（写し）または「不動産売買契約書」（写し）を提出してください。
- 逗子市の実家等に転入する場合、居住先の方の申立書の提出が必要です。所定の様式はありませんので、「転入（予定）日」、「転入先住所」、「転入先の方の証明者氏名（自署または押印）」、「申立日」の記入があるものをご自分で作成してください。
- 認定証の送付は転入後（本市内に住民登録されたことが確認できた後）となります。

6. 逗子市内の無償化対象施設一覧

(1) 幼稚園・認定こども園

名称	所在地	電話番号	通常保育時間 (教育時間)	預かり保育の有無
聖和学院幼稚園 (私学助成園)	久木 2-2-1	046-871-2670	8:30~14:00	○
逗子幼稚園 (認定こども園)	逗子 3-1-17	046-871-2792	8:30~14:00	○
聖マリア幼稚園 (施設型給付園)	逗子 6-8-47	046-871-6337	9:00~14:00	○
かぐのみ幼稚園 (施設型給付園)	沼間 4-1-1	046-871-6258	9:00~14:00	○

※ 預かり保育の実施日・実施時間等の詳細は、各園にお問い合わせください

(2) 認可外保育施設

名称	所在地	電話番号	保育時間
うみのこ	桜山 8-4-7	080-9341-4647	8:30~16:30
ごかんのもり	新宿 4-7-29	046-874-6913	7:30~19:00
みんなのあにえるち 幼児園	小坪 1-8-41	0467-37-3093	7:30~18:30
ままえんインクルー シブ託児所	桜山 8-5-13	070-7657-0433	9:00~17:00

7. (参考) 認定の種類と給付額等早見表

		施設による給付区分				
		認定こども園 施設型給付園		認可外 保育施設等	私学助成園等	
対象年齢	課税状況	教育	預かり保育		教育	預かり保育
3～5歳児クラス	課税・非課税世帯とも	1号 (利用料全額)	上限 11,300 円 新2号(※)	上限 37,000 円 新2号(※)	上限 25,700 円 新1号	上限 11,300 円 新2号(※)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までの子ども)	課税世帯	1号 (利用料全額)	—	—	上限 25,700 円 新1号	—
	非課税世帯	1号 (利用料全額)	上限 16,300 円 新3号(※)	—	上限 25,700 円 新1号	上限 16,300 円 新3号(※)
0～2歳児クラス	非課税世帯	—	—	上限 42,000 円 新3号(※)	—	—
申請書提出先		原則園	逗子市	逗子市	原則園	逗子市
申請に必要な書類 (詳細は6ページを参照して下さい)		1号申請書	新2号申請書 + 保育の必要性を証明する書類	新2号申請書 + 保育の必要性を証明する書類	新1号申請書	新2号申請書 + 保育の必要性を証明する書類
申請書提出日と認定開始日		園に確認	10日〆切の翌月1日より認定	10日〆切の翌月1日より認定	園に確認	10日〆切の翌月1日より認定

(※) 無償化にあたり保育の必要性の認定が必要です。

○上限金額は無償化対象として市からお支払いする上限金額です。無償化対象の利用料は、市から保護者へお支払いする場合と市から園へお支払いする場合があります。

8. Q&A

【全体について】

Q1. 認可保育園の入所について聞きたいです。

認可保育所等の入所は、希望の施設を決めた後、市へ申し込み、市の選考によって入所の可否及び入所先が決定します。この利用案内に記載する幼稚園や認可外保育施設等とは申し込み方法や手続きが異なりますので、詳しくは『保育所等入園のしおり』やホームページをご確認ください。

Q2. 幼稚園の利用で自己負担はありますか？

あります。食材料費や通園バスの利用料など、実費で掛かるものは自己負担です。また幼稚園(施設型給付園)・認定こども園の場合は入園料が自己負担、幼稚園(私学助成園)は利用料のうち月額 25,700 円を上回る部分について自己負担となります。

Q3. 認定申請の締切を教えてください。

4月入園の場合は、利用を予定している園の入園手続きと並行しての申請をご案内しています。締め切りは、園に確認してください。

年度途中で申請する場合は、**認定を希望する月の前月 10 日（10 日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに申請してください**（新 2 号認定と新 3 号の場合。1 号認定、新 1 号認定については、保育課へお問い合わせください）。

例：5 月 1 日から認定を希望→4 月 10 日までに申請

【新 2 号・新 3 号認定について】

Q4. 就労時間に休憩時間や通勤時間は含まれますか？

含まれません。実際に仕事をしている時間のみ計算してください。

Q5. 派遣社員として働いており、半年ごとに契約更新をしていますが、半年ごとに保育の必要性の認定を申請する必要はありますか？(認定期間は半年ごとですか?)

契約更新の予定等を確認の上、相当期間の認定としますが、派遣社員など期間に定めがある形態で就労している方は、契約を更新したときに雇用契約書・労働条件通知書など更新後の就労状況が分かる書類を提出してください。

就労を継続していることがわかる書類の提出がない場合には、給付が遅れたり認定を取り消したりすることがあります。

Q6. 申請時は就労していますが、認定開始日の前月に仕事を辞める予定です。就労要件で保育の必要性の認定を受けられますか？

受けられません。要件を満たした就労が内定してから申請してください。

Q7. 学校のパート事務として就労しているため、学校の長期休暇期間中は1か月に2～3日しか働けませんが、給付を受けられますか？

保育の必要性の認定を受けるためには、常に①1日4時間、②週3日、③週16時間、④月64時間のいずれも上回る就労が必要です。長期休暇期間中は、短期アルバイト・パートで働く等、就労要件を満たす必要があります。

前述のような認定要件を満たせない月は、保育の必要性が認められないため給付ができない場合があります。

Q8. 就労要件で保育の必要性の認定を受けていますが、産前・産後休暇や育児休業を取得しても給付は受けられますか？

産前・産後休暇より前から既に園を利用し、認定を受けていた場合で継続利用が必要なときは、認定及び給付を継続することができます。認定を継続できる期間は、産前・産後休暇に係る子が満1歳を迎える月の末日までですが、産前・産後休暇に係る子が満1歳を迎える月に認可保育所等を申し込んだ（入所の意思がある）ものの、定員超過等の理由により入所できなかった場合は、期間を延長することができます。詳しくは、保育課へお問い合わせください。

なお、認定の開始時点において産前・産後休暇中の場合は、要件は「妊娠・出産」となり、相当期間の認定となります。また、認定開始時点において育児休業中の場合は、保育の必要性は認められません。

Q9. 5月27日に出産予定日を迎えますが、出産要件で保育の必要性の認定を受ける場合の認定期間を教えてください。

出産予定日の2か月前の属する月の初日から出産日の2か月後の属する月の末日までです。

(例) 出産予定日が5月27日で、出産日が6月1日の場合

開始：(2か月前) = 3月27日 → 3月1日から

終了：(2か月後) = 8月1日 → 8月31日まで

Q10. インターネットによる求職先の検索は、求職活動に含まれますか？

含まれません。 ハローワークでの相談、採用面接、採用試験のみ求職活動として認められます。

Q11. 求職活動要件による保育の必要性の認定期間は3か月間ですか？

最長3か月間です。期間内に就労先が決まらなくても期間は延長されません。また、就労先が決定した場合は、認定要件を「就労」として期間を延長できますので、速やかに就労証明書を提出してください。

Q12. 求職活動要件で保育の必要性の認定を受け、就労先が決まったが、仕事が合わず辞めてしまった。再び求職活動要件で保育の必要性の認定を受けたい。

受けられません。 求職活動と就労、就学・職業訓練などを繰り返すことはできませんので、給付の対象要件として認められません。

Q13. 通信制の職業訓練校に通う場合、就学・職業訓練要件で保育の必要性の認定を受けられますか？

受けられません。 教育施設、職業訓練校に関わらず、通信制の場合は給付の対象要件として認められません。

内容についてのお問い合わせ先

逗子市教育委員会教育部保育課
〒249-8686 逗子市逗子 5-2-16
TEL：046-873-1111